

令和5年第2回尾張北部環境組合議会
定例会議録

会期 令和5年10月31日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第12号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の廃止
について
日程第5 議案第13号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第14号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第7 議員提出議案第2号 議員派遣の件

出席議員（12名）

第1番	岡 覚 君	第2番	小川 清美 君
第3番	光清 毅 君	第4番	堀 元 君
第5番	伊藤 吉弘 君	第6番	岡地 清仁 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	江幡満世志 君
第9番	宮川 基英 君	第10番	佐藤智恵子 君
第11番	小室 輝義 君	第12番	荒木 孝三 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長 西川 里咲 君 書記 養和 峻 君

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	原 欣伸 君
副管理者	鯖瀬 武 君	会計管理者	金川 英樹 君
犬山市経済環境部長	中村 達司 君	犬山市環境課長	小笠原健一 君
江南市経済環境部長	平野 勝庸 君	江南市環境課長	相京 政樹 君
大口町まちづくり部長	水野 眞澄 君	大口町環境対策室長	佐橋 竜午 君

扶桑町生活安全部長 長谷川明夫 君
事 務 局 長 石坂 育己 君
総 務 課 主 幹 神林 宏之 君
監 査 委 員 後藤 滋幹 君

扶桑町環境課長 尾崎 博之 君
総 務 課 主 幹 兼松 昌史 君
総 務 課 主 査 神谷 建寛 君

◎開会の宣告

○議長（小川清美君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和 5 年第 2 回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和 5 年第 2 回定例会が招集されましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中を御参集いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております議案は、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の廃止についてをはじめ 3 議案と議員派遣に関する議員提出議案が 1 議案であります。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切な決議をされますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶といたします。

澤田江南市長。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、こんにちは。

議員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま議長さんから御報告がございましたように、本定例会に提出させていただきました議案は、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の廃止についてをはじめ 3 議案の御審議をお願いするものでございます。また、議員提出の案件といたしましては、議会視察に伴う議員派遣の件でございます。

管理者提出議案につきましては、後ほど事務局長のほうから詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に対しての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（小川清美君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川清美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 97 条の規定により、議長において、3 番 光清毅議員、7 番 齊木一三議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小川清美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小川清美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第12号から議案第14号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川清美君） 日程第4、議案第12号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の廃止についてから日程第6、議案第14号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議案第12号について御説明をさせていただきますので、議案第12号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第12号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の廃止についてでございます。

提案理由は、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を廃止する必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例を廃止する条例（案）でございます。

尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例を廃止するものです。

この条例を根拠として設置している事業者選定委員会につきましては、ごみ処理施設の整備・運営等の業務を請け負う事業者を選定するために設置した機関でございます。

委員の任期は組合と事業者が契約を締結する日までとなっており、事業者との契約につきましては、令和5年2月議会にて議決をいただき契約を締結しております。

委員会としての必要な役割を終えたことから、今後開催する見込みはなく、この条例を廃止するものでございます。

附則となりますが、第1項では、この条例は公布の日から施行することについて、第2項では、ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の廃止に伴い、委員報酬を定める尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の当該委員会の委員報酬を削除するものでございます。

3ページには、参考資料といたしまして、委員報酬を定めるこの条例の一部改正に係る新旧対照表を掲げてございますので、よろしくお願いたします。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号について御説明をさせていただきますので、議案第13号の1ページをお願いいたします。

令和5年議案第13号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。後ほど第2表を用いて御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正を掲げておりますが、後ほど歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

令和6年度から開始となります地域振興事業に係る負担金で、既に協定を締結した4地区分

の事業費となります。事業期間は、令和5年度から令和9年度までとなり、支払限度額は、中
般若区2億4,919万円、般若区1億1,173万5,000円、小淵区1億2,223万9,000円、山那区8,255
万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1枚はねていただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

1款1項1目負担金において、各構成市町から御負担をいただきます1節議会運営費負担金
を8万5,000円、2節ごみ処理施設建設費負担金を418万3,000円それぞれ減額するものでござ
います。これは、歳入の令和4年度一般会計歳入歳出決算からの繰越金の増加を整理した結果
となります。構成市町の負担金の増減につきましては、7ページ説明欄の表のとおりとなりま
す。

次に、4款1項1目繰越金では426万8,000円の増額となります。これは、令和4年度一般会
計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額としての繰越金の増額に伴うものでございます。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号について御説明をさせていただきますので、議案第14号の1ページ
をお願いいたします。

令和5年議案第14号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてでござ
います。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出
決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

1枚はねていただきまして、令和4年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算書及び附属
資料をお願いいたします。

最初に、決算書2ページ、3ページの総括表をお願いいたします。

2ページの歳入の予算現額は9,059万2,000円、調定額、収入済額はともに9,065万5,332円で、
不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

3ページの歳出の予算現額は9,059万2,000円、支出済額は8,638万6,213円、翌年度繰越しは
ございません。不用額は420万5,787円でございます。

備考欄になりますが、歳入歳出差引残額は426万9,119円で、令和5年度へ繰越しされるもの
でございます。

5ページをお願いいたします。

ここから10ページまでが一般会計歳入歳出決算書でございます。

6 ページ、7 ページには歳入の款項の金額を、8 ページ、9 ページには歳出の款項の金額を掲げております。

10 ページには歳入歳出差引残額を掲載しております。

11 ページをお願いいたします。

ここからは令和4年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

歳入決算の事項別明細書でございます。

1 款分担金及び負担金では、予算現額、調定額、収入済額ともに7,925万2,000円でございます。内容につきましては、各市町から議会運営費及びごみ処理施設建設費の負担金をいただいているものでございます。

2 款使用料及び手数料では、予算現額3,000円、調定額、収入済額はともに2,700円で、内容につきましては行政財産目的外使用料でございます。

3 款国庫支出金では、予算現額253万5,000円、調定額、収入済額はともに260万円で、内容につきましては循環型社会形成推進交付金に係るものでございます。

4 款繰越金では、予算現額880万円、調定額、収入済額はともに880万630円で、内容につきましては前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入では、予算現額2,000円、調定額、収入済額はともに2円で、内容につきましては預金利子でございます。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

ここから21 ページまでは歳出決算の事項別明細書でございます。

主なものを御説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費では、予算現額27万6,000円、支出済額19万980円、不用額8万5,020円でございます。歳出の主な内容につきましては、会議録作成業務委託料でございます。

次に、16 ページ、17 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費では、予算現額6,868万3,000円、支出済額6,666万9,868円、不用額201万3,132円でございます。主な歳出といたしましては、17 ページ、1 節報酬の会計年度任用職員報酬、10 節需用費の印刷製本費、18 ページ、19 ページになりますが、12 節委託料の例規集システム維持管理委託料、13 節使用料及び賃借料の複合機借上料、18 節負担金補助及び交付金の派遣職員人件費負担金などとなっております。

2 款 1 項 2 目公害防止委員会費では、予算現額36万9,000円、支出済額30万6,710円、不用額6万2,290円でございます。主な歳出は、委員の報酬でございます。

2 款 2 項 1 目監査委員費では、予算現額14万2,000円、支出済額14万1,427円、不用額573円

でございます。主な歳出は、監査委員の報酬でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

3款1項1目建設事業費では、予算現額2,012万2,000円、支出済額1,907万7,228円、不用額104万4,772円でございます。主な歳出は、ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の委員に対する1節報酬及び8節旅費、12節の委託料の環境影響評価事後調査業務委託料、事業者選定支援等業務委託料、出入路基本設計業務委託料などとなっております。

4款1項1目予備費につきましては、充当はございませんでした。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

こちらは実質収入に関する調書となります。

1ページはねていただきまして、25ページから28ページは財産に関する調書となります。

続きまして、別冊になります。

令和4年度決算に係る主要施策の成果報告書をお願いいたします。

こちらは、1ページには決算の概要と歳入決算の状況、2ページ以降には歳出決算状況を掲載しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

議案第12号から14号までの提案説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（小川清美君） 続きまして、監査委員から決算審査について報告を求めます。

後藤滋幹監査委員。

○監査委員（後藤滋幹君） ただいま議長さんより御指名いただきました監査委員の後藤滋幹です。着座にて報告をさせていただきます。

議選の伊藤監査委員さんのお許しを得まして、令和4年度に係る一般会計歳入歳出決算の審査報告をさせていただきます。

決算審査は、去る8月30日、江南市防災センター研修室におきまして実施いたしました。提出されました歳入歳出決算書及び附属資料、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要施策の成果報告書を基に、関係職員と質疑・回答を交え審査を行いました。

審査の結果につきましては、決算書をはじめとする諸帳簿は関係法令に基づいて調製されており、符合は正確に合致し、予算執行も適正に執行されておりましたことを御報告いたします。詳しくは、お手元の資料を御参照いただければ幸いに存じます。

以上、令和4年度の尾張北部環境組合の決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（小川清美君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに質疑・討論・採決の順で行います。

なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき同一の議

題については3回までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第12号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の廃止について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号の討論を許します。

議案第12号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の廃止について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 討論なしと認めます。

これをもって議案第12号の討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午後2時22分 休憩)

○議長(小川清美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時22分 再開)

○議長(小川清美君) これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第13号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

御発言を求めます。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小川清美君) 堀議員。

○4番(堀 元君) 債務負担行為ね、各地区の、これは今これですか。

(「そうです」の声あり)

○4番(堀 元君) ちょっと質問します。

○議長（小川清美君） 堀議員。

○4番（堀 元君） 債務負担行為の補正で各地区の負担金額が出ております。当該区の南山名と草井区が出ておりませんが、これについてどのような理由で出ていないかということが1つ目ね。

これを補正で組むということは、これは支払いはすぐされるんですか。それが2つ目。

それから、できることならば、この出ていない南山名、草井区が出てから一括して補正を組んで出したほうがいいと私は思うんですが、いかがですか。以上3つ。

○議長（小川清美君） 当局の答弁を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 協定が結べていないというのが理由でございまして、草井区、南山名区とは協定を結んでいただけるように協議のほうは進めているところでございますけれども、現状はまだちょっと協定のほうが結べていないという状況でございます。

支払いに関しましては、今回は債務負担行為を設定させていただくというだけでございますけれども、この理由につきましては、この事業は来年度から、6年度から実施いたしますが、事業によっては単年度で終わらない事業もございまして債務負担行為の設定をお願いするのと、もう一つは、この債務負担行為をお認めしていただきました後に、地元区、それから地元自治体、江南市と扶桑町のほうになりますけれども、そちらのほうに地域振興事業に係る事業計画書の提出を依頼していこうと思っております、そういった理由から債務負担行為を上げるものでございまして、支払いに関しては今年度はございません。

○4番（堀 元君） こんなもので補正を組む必要はあらへんね。

○事務局長（石坂育己君） 予算ではありませんので。

あと、全ての6地区一括でというお話ですが、既に4地区についてはもう協定が結べておりまして、実際に来年度から9年度の間で事業のほうを進めてまいりますので、先行して事業を進めていくということで、これまで議会のほうにも説明してこういう形になっております。確かに全て足並みをそろえるのが一番よろしいかと思っておりますけれども、協定を結べているところから順に事業のほうを進めていくということでお願いをしたいと思っております。

（挙手する者あり）

○議長（小川清美君） 堀議員。

○4番（堀 元君） 足並みがそろわなかったら何か不都合でも起きるんですか。

○議長（小川清美君） 答弁を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 不都合というのは特にはないかと思っておりますけれども、ごみ処理施設

自体が令和9年度に完成予定でございますので、地域振興事業の実施期間は9年度までということと考えております。今結べていない2地区に関しましても、なるべく早く協定のほうを結んでいただけるように協議のほうを進めてまいりたいと考えております。

○4番（堀 元君） 私の聞いた意味と全然違うことをしゃべっておる。

この南山名区と草井区がまだ出ていないんでしょう。出ていなければ足並みそろえたほうがいいじゃないですかということをおっしゃるんですね。その足並みがそろわなかったら、何かこれから進めていく上において支障があるならば、当然南山名に草井区、当然働きかけて出させていただくとか、それをやらないと後でまた困ることが起きてくるんじゃないですか。

○議長（小川清美君） 今の件は再質疑として扱わせていただきますので、さっきの続きということでもよろしくお願ひします。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 先ほど申し上げたんですけれども、6地区足並みをそろえるのが当然一番いいということは分かりますけれども、既に4地区のほうは協定のほうを結んでおりまして、実際に事業のほうも進めていくということで……。

議会のほうにも説明させていただいて、こういう形を取っております。ですので、足並みがそろわないことでの不都合ということはないと思いますけれども、先ほど申し上げましたように実施時期が令和9年度までとなっておりますので、協定が結べていない2地区に対して御理解いただけるよう、協議を進めてまいります。

○4番（堀 元君） 南山名のほうへ行ってこないかんて。

○事務局長（石坂育己君） 9年度までということになっておりますので、まだ協定を結べていないところについては早期に協定を結んでいただけるように、粘り強く交渉のほうをしていきたいと思っております。

○4番（堀 元君） 俺3回目になっちゃった。

○議長（小川清美君） 堀議員、よろしいですか。

○4番（堀 元君） 私は、まあええですよ。

（挙手する者あり）

○議長（小川清美君） 小室議員。

○11番（小室輝義君） 今のことに関連いたしまして、こちら今、その中に入って、今2つの草井と南山名ということですが、関連しているところでございますので、ここに足並みが私どももそろうように関係の方々にはお話もしてはいるんですけれども、やはり今までのここに至るまでのいろんな経緯があったかと思ひますよ。それは事務局のほうではそれで全て間違いないというように思ひてみえるかもしれませんが、やっぱりいろんなことで住民のいろ

んな心情等々を考えると、やはりもう少し聞いていただくような場面というよりも、聞きにま
ず来ていただかないとやっぱり前に進まないということを思いますので、今後そんなところを、
もう少し住民の区長さんやその他の方々にお話をしていただけるとありがたいと、こういうふ
うに思います。

○事務局長（石坂育己君） 先日も南山名の正・副区長さんと、この地域振興事業の件について
お話をさせていただきました。どうしても、今のこの段階から協定の内容を変えていくとい
うのは非常に難しいことでございますので、現状の協定の内容について御理解いただくように今
後も協議のほうを進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川清美君） 他に質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小川清美君） 江幡議員。

○8番（江幡満世志君） 同じ部分なんですけど、これはちょっと資料等を後日で結構ですから
いただきたいと思って。この振興事業費負担金ということで、今、4地域、それから先ほどから
あと2地域ですか、南山名と、それから……。

（「草井です」の声あり）

○8番（江幡満世志君） 宮田・草井か。宮田は入らんか。

（「全然違います」の声あり）

○8番（江幡満世志君） 草井ね、全然違うんだ。

それぞれのその負担金としての数字を上げると思うんですね。それに対しての、実はど
ちかという大口はあまり影響のない地域なもんですから、その負担金として各地域からの要
望だとか、そういうものから積算されたんだと思うんですね。どういう根拠でそれが成り立
ったのか、そういったものが多分各地域の要望を金額に換算した資料のようなものがあるん
じゃないかと思うんですね。できたら、これは今日じゃなく後日で結構ですから、ぜひ提出い
ただけるとありがたいなと思います。申し訳ないんですけど、今ちょっと話についていけないも
んですからよろしく願いいたします。

○議長（小川清美君） 事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 金額の算定につきましては、市町実施の事業については市町のほう
で見積りないし積算のほうをしていただいています。地元区に対しましては、地元区のほうで
基本は見積りを取っていただいたものが前提となって、この額の確定のほうをしております。

○4番（堀 元君） 資料を出すなら議会全部に出さないかんよ、1人では駄目だよ。

○8番（江幡満世志君） でも、これって、やっぱり何かこの数字を出すに当たっての。

○4番（堀 元君） 根拠があるよ。

○8番（江幡満世志君） 根拠がありますよね、普通。僕が疑問に思ったのは、その地域によって2億4,000万から8,200万まで誤差があるわけですよ。さらには、その2つの地域に対してのまだ協定が結べないということで現在交渉中で、その金額は明確になっていないということですよ。金額そのものは明確になっていないんだと思うんですよ。それで協定も結ばれていないからここには提示されていないと思うんですね。要するに、この負担行為の補正として、令和6年度からそれが執行されていくだろうその数字に対して、その根拠的なものが申し訳ないけど全くこれは理解できないんです。ただトータルだけがぼんと出ているわけですから。普通、トータルがぼんと出ている、それをじゃあ、今回は全然この金額は影響ないですよ、影響ないことなんだけど、来年度以降のこれを協議する上で、その総額だけぼんと出して、それで協議してくださいと言われてたって協議のしようがないと思うんですよ。だから、それはちゃんとした根拠があるんでしょから、その資料を一遍開示してくださいということを行っているんです。

○議長（小川清美君） 暫時休憩いたします。

（午後2時34分 休憩）

○議長（小川清美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後2時36分 再開）

○議長（小川清美君） 先ほど江幡議員から御質疑のありました件について、ただいま事務局と相談しましたが、やっぱり根拠資料は必要だと思っております。今日は出すことはできませんので、また後日まとめていただいて提示をしていただくような話でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

他に質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小川清美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号の討論を許します。

議案第13号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小川清美君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第13号の討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時37分 休憩)

○議長（小川清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時37分 再開)

○議長（小川清美君） これより議案第13号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第14号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

御発言を求めます。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川清美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号の討論を許します。

議案第14号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小川清美君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第14号の討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時39分 休憩)

○議長（小川清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時39分 再開)

○議長（小川清美君） これより議案第14号の採決に入ります。

議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議員提出議案第2号について(提案説明・採決)

○議長(小川清美君) 続きまして、日程第7、議員提出議案第2号 議員派遣の件についてを議題といたします。

提出者の江幡満世志議員に提案理由の説明を求めます。

江幡議員。

○8番(江幡満世志君) それでは、議員提出議案第2号 議員派遣の件について説明させていただきます。

令和5年議員提出議案第2号 議員派遣の件ということで、1枚目を御覧ください。

提案理由といたしましては、議員を派遣する必要があるからです。

上記の議案を別紙のとおり、尾張北部環境組合議会会議規則(平成29年議会規則第1号)第99条第1項の規定により提出する。令和5年10月31日提出、尾張北部環境組合議会議長 小川清美様。提出者 江幡満世志、光清毅、堀元、佐藤智恵子。

提出理由。

この案を提出するのは、議員を派遣する必要があるからであります。

2枚目を御覧ください。

下記のとおり議員を派遣する。

記。令和5年尾張北部環境組合議会行政視察。派遣目的、新ごみ処理施設視察及び環境施策の調査。派遣場所、神奈川県海老名市本郷1番地の1、高座クリーンセンター、茨城県鹿嶋市光4番地、中央電気工業株式会社。派遣期間は、令和6年1月16日火曜日及び17日水曜日の2日間。組合議員全員であります。

なお、本案の内容については、去る10月23日に開催されました議員代表者会議において協議がなされたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(小川清美君) 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入

ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

○4番(堀 元君) ちょっとお聞きしたいんですけど、今日、首長さんが1人見えていないようなんですが、何か理由か何かあるんですか。これはもう半年も前から決まっておるんですよ。

○議長(小川清美君) 体調不良で連絡してありますと。

○4番(堀 元君) それならそれで、初めに議会が始まる前に、やっぱり議会に対して報告してもらわんと。

○議長(小川清美君) 失礼いたしました。

○4番(堀 元君) いやいや、おたくじゃない、こっちだぞ。

○議長(小川清美君) いやいや、一応。じゃあ今度からそうさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○4番(堀 元君) 理由は、体調不良ということで欠席ということですね。

○議長(小川清美君) はい。

○4番(堀 元君) はい、分かりました。

○議長(小川清美君) それでは御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様には終始熱心に御審議をいただき、全ての案件に対し適切な議決をされまして、無事閉会できることを厚くお礼申し上げます。

組合当局におかれましては、今期中、議員の皆様から述べられました御意見等を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の御挨拶といたします。

澤田江南市長。

○管理者(澤田和延君) 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り誠にありがとうございました。また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただきまして厚く御礼を申し上げます。本日、議員各位より頂戴をいたしました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと思います。

議員の皆様方におかれましては十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申

し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小川清美君） これをもちまして、令和5年第2回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午後2時46分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 小川 清美

議 会 議 員 光清 毅

議 会 議 員 齊木 一三